

○戸田市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例施行規則

平成4年10月1日

規則第32号

改正 平成4年12月22日規則第43号

平成5年8月17日規則第33号

平成6年9月22日規則第37号

平成6年12月21日規則第54号

平成7年9月29日規則第44号

平成8年8月30日規則第30号

平成8年11月14日規則第31号

平成9年8月29日規則第37号

平成10年7月13日規則第24号

平成10年8月7日規則第29号

平成11年2月2日規則第2号

平成11年3月10日規則第8号

平成11年7月30日規則第40号

平成12年12月27日規則第61号

平成13年3月9日規則第14号

平成13年9月28日規則第56号

平成14年6月28日規則第46号

平成15年6月24日規則第28号

平成17年3月31日規則第14号

平成18年3月31日規則第17号

平成18年6月1日規則第35号

平成19年3月29日規則第14号

平成20年3月31日規則第19号

平成20年6月23日規則第22号

平成22年3月31日規則第25号

平成22年9月29日規則第43号

平成24年7月27日規則第32号

平成24年10月19日規則第37号

(目的)

第1条 この規則は、戸田市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例（平成4年条例第24号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（条例第2条第1項の規則で定める程度の障害の状態）

第2条 条例第2条第1項に規定する規則で定める程度の障害の状態は、別表第1のとおりとする。

（条例第2条第2項の規則で定める児童の状態）

第3条 条例第2条第2項に規定する規則で定める児童の状態は、次の各号のいずれかに該当するときとする。

(1) 児童を監護しない父又は母と生計を同じくしているとき。ただし、その者が次条に定める程度の障害の状態にあるときを除く。

(2) 父又は母の配偶者に養育されているとき。ただし、その者が次条に定める程度の障害の状態にあるときを除く。

（条例第2条第2項第3号の規則で定める程度の障害の状態）

第4条 条例第2条第2項第3号に規定する規則で定める程度の障害の状態は、別表第2のとおりとする。

（条例第2条第2項第5号の規則で定める児童）

第5条 条例第2条第2項第5号に規定する規則で定める児童は、次の各号のいずれかに該当する児童とする。

(1) 父又は母が引き続き1年以上遺棄している児童

(2) 父又は母が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童

(3) 母が婚姻によらないで懐胎した児童

(4) 前号に該当するかどうかがあきらかでない児童

(5) 父又は母が、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第10条第1項の規定による命令（父又は母の申立てにより発せられたものに限る。）を受けた児童

（条例第2条第5項の規則で定める社会保険各法）

第6条 条例第2条第5項に規定する規則で定める社会保険各法は、次のとおりとする。

(1) 健康保険法（大正11年法律第70号）

(2) 船員保険法（昭和14年法律第73号）

(3) 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）

- (4) 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）
- (5) 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）
（条例第3条第3項第3号の規則で定める施設）

第7条 条例第3条第3項第3号に規定する規則で定める施設は、次に掲げる施設（通所により利用する施設を除く。）とする。

- (1) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条に規定する児童福祉施設（母子生活支援施設を除く。）
- (2) 前号に掲げる施設のほか、条例第3条に規定する対象者又は対象者に係る国民健康保険法（昭和33年法律第192号）若しくは高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）による世帯主若しくは社会保険各法による被保険者若しくはこれらに準ずる者が負担すべき額を国又は地方公共団体において負担している施設

（条例第3条第3項第5号の規則で定める医療費支給事業）

第8条 条例第3条第3項第5号に規定する規則で定める医療費支給事業は、次のとおりとする。

- (1) 戸田市こども医療費条例（昭和59年条例第29号）に基づく医療費の支給事業（乳幼児に対するものに限る。）
- (2) 戸田市重度心身障害者医療費の支給に関する条例（昭和59年条例第30号）に基づく医療費支給事業

（条例第4条第1項の規則で定める額）

第9条 条例第4条第1項第1号に規定する規則で定める額は、次の各号に掲げる児童の養育者を除くひとり親等にあつては別表第3、次の各号に掲げる児童の養育者にあつては別表第4のとおりとする。

- (1) 条例第2条第2項第2号又は第4号に該当する児童であつて、かつ、父又は母がないもの
- (2) 第5条第2号に該当する児童であつて、かつ、父又は母がないもの
- (3) 父母が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童
- (4) 第5条第3号に該当する児童であつて、母が死亡したもの又は母の生死があきらかでないもの
- (5) 第5条第4号に該当する児童

2 条例第4条第1項第2号に規定する規則で定める額は、別表第5のとおりとする。

(条例第4条第1項の所得の範囲)

第10条 条例第4条第1項に規定する所得の範囲は、申請日の前年の所得(1月から6月までに申請するものについては、前々年の所得。条例第8条第2項の規定による届出については対象となる年の前々年の所得。以下同じ。)のうち、次に掲げる所得とする。

- (1) 地方税法(昭和25年法律第226号)第4条第2項第1号に掲げる道府県民税(都が同法第1条第2項の規定によって課する同法第4条第2項第1号に掲げる税を含む。以下同じ。)についての同法その他の道府県民税に関する法令の規定による非課税所得以外の所得(母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令(昭和39年政令第224号)第29条第1項に規定する母子家庭高等職業訓練修了支援給付金及び同令第31条の9第1項に規定する父子家庭高等職業訓練修了支援給付金(以下「母子家庭高等職業訓練修了支援給付金等」という。)に係るものを除く。)
- (2) 条例第3条第1項第1号に規定する母の場合にあってはその監護する児童の父又は同号に規定する父の場合にあってはその監護し、かつ、これと生計を同じくする児童の母から、当該児童の養育に必要な費用の支払として受ける金品その他の経済的な利益に係る所得(当該児童の世話その他の役務の提供を内容とするものを除く。以下「養育費所得」という。)
- (3) 条例第3条第1項第1号に規定する児童が、同号に規定する母の場合にあってはその監護する児童の父又は同号に規定する父の場合にあってはその監護し、かつ、生計を同じくする児童の母から受ける養育費所得は、前号で規定する父又は母の所得とみなす。

(条例第4条第1項の所得の額の計算方法)

第11条 条例第4条第1項に規定する所得の額は、その年の4月1日の属する年度(以下「当該年度」という。)分の道府県民税に係る地方税法第32条第1項に規定する総所得金額(母子家庭高等職業訓練修了支援給付金等に係るものを除く。)、退職所得金額及び山林所得金額、同法附則第33条の3第1項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第1項に規定する長期譲渡所得の金額、同法附則第35条第1項に規定する短期譲渡所得の金額、同法附則第35条の4第1項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号)第3条の2の2第4項に規

定する条約適用利子等の額及び同条第6項に規定する条約適用配当等の額並びに養育費所得の金額の100分の80に相当する金額（1円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た額）の合計額から8万円を控除した金額とする。

2 次の各号に掲げる者については、当該各号に定める額を前項の規定によって計算した額からそれぞれ控除するものとする。

- (1) 当該年度分の道府県民税につき、地方税法第34条第1項第1号、第2号、第4号又は第10号の2に規定する控除を受けた者 当該雑損控除額、医療費控除額、小規模企業共済等掛金控除額又は配偶者特別控除額に相当する額
- (2) 当該年度分の道府県民税につき、地方税法第34条第1項第6号に規定する控除を受けた者 その控除の対象となった障害者1人につき27万円（当該障害者が同号に規定する特別障害者である場合には、40万円）
- (3) 当該年度分の道府県民税につき、地方税法第34条第1項第8号に規定する控除を受けた者（母及び父を除く。） 27万円（当該控除を受けた者が同条第3項に規定する寡婦である場合には、35万円）
- (4) 当該年度分の道府県民税につき、地方税法第34条第1項第9号に規定する控除を受けた者 27万円
- (5) 当該年度分の道府県民税につき、地方税法附則第6条第1項に規定する免除を受けた者 当該免除に係る所得の額
（条例第4条第2項の規則で定める特例）

第12条 条例第4条第2項に規定する規則で定める特例は、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、自己又は所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する控除対象配偶者若しくは扶養親族の所有に係る住宅、家財又は主たる生業の維持に供する田畑、宅地、家屋、機械、器具その他事業の用に供する固定資産（鉱業権、漁業権、その他無形減価償却資産を除く。）につき被害金額（保険金、損害賠償金等により補充された金額を除く。）がその価格のおおむね2分の1以上である損害を受けた者がある場合、その損害を受けた日から翌年の12月31日までの条例第7条に規定するひとり親家庭等医療費（以下この条において「ひとり親家庭等医療費」という。）の支給について、その損害を受けた年の前年又は前々年における当該被災者の所得に関しては、条例第4条第1項の規定を適用しないものとする。

2 前項の規定の適用により同項に規定する期間に係るひとり親家庭等医療費が支給された場合において、次の各号に該当するときは、その支給を受けた者は、それぞれ当該各号に規定する医療費で同項に規定する期間に係る金額を市長に返還しなければならない。

- (1) 当該被災者（条例第4条第1項第1号に規定するひとり親等（養育者を除く。）をいう。以下この号において同じ。）の当該損害を受けた年の所得が、当該被災者の扶養親族等及び当該被災者の扶養親族等でない児童で当該被災者がその年の12月31日において生計を維持したものの有無及び数に応じて、別表第3で定める額以上であるとき。 当該被災者に支給されたひとり親家庭等医療費
- (2) 当該被災者（条例第4条第1項第1号に規定するひとり親等（養育者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の当該損害を受けた年の所得が、当該被災者の扶養親族等及び当該被災者の扶養親族等でない児童で当該被災者がその年の12月31日において生計を維持したものの有無及び数に応じて、別表第4で定める額以上であるとき。 当該被災者に支給されたひとり親家庭等医療費
- (3) 当該被災者の当該損害を受けた年の所得が、当該被災者の扶養親族等の有無及び数に応じて、別表第5で定める額以上であるとき。 前2号のひとり親家庭等医療費

（条例第5条の受給者証の交付申請）

第13条 条例第5条の規定による申請は、ひとり親家庭等医療費受給者証交付申請書（第1号様式）に、条例第3条第1項の対象者及び条例第4条に規定する配偶者又は扶養親族に係る次に掲げる書類を添えて行わなければならない。ただし、公簿等によって事実を確認できる場合は、当該事実を証明する書類の添付を省略することができる。

- (1) 国民健康保険法、高齢者の医療の確保に関する法律又は社会保険各法による被保険者、組合員、加入者若しくは被扶養者であることを証する書類
- (2) ひとり親家庭等認定調書（第2号様式）
- (3) 戸籍の謄本又は抄本
- (4) 児童の父及び母の戸籍又は除かれた戸籍の謄本若しくは抄本（養育者の場合）
- (5) 世帯全員の住民票の写し

(6) 前年の所得の状況を証する書類(1月から6月までに申請する者において前々年)

(7) 養育費申告書(第2号様式の2)

(8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 前項の規定にかかわらず、児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)による児童扶養手当の支給を受けている者(児童扶養手当全部支給停止者を含む。以下「児童扶養手当受給者」という。)が、児童扶養手当証書又は児童扶養手当支給停止通知書を提示するときは、前項第2号から第6号までの書類の添付を省略することができる。

3 市長は、条例第5条の規定により申請があった場合において、条例第3条に規定する対象者と決定したとき(条例第4条第1項の規定に該当するときを除く。)は、ひとり親家庭等医療費受給者証(第3号様式。以下「受給者証」という。)を交付し、また、同条に規定する対象者でないと決定したときは、ひとり親家庭等医療費受給者証交付申請却下決定通知書(第4号様式)により通知する。

4 前項の規定により対象者と決定した者のうち、条例第4条第1項の規定に該当するものは、ひとり親家庭等医療費支給停止通知書(第4号様式の2。以下「支給停止通知書」という。)により通知するものとする。

(受給者証の有効期間)

第14条 受給者証の有効期間は、申請日又は更新日からそれ以後最初の12月31日又は受給資格消滅日の早いほうの日までとし、1月1日に更新する。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定める日を申請日とみなす。

(1) 対象者等に異動があった日の翌日から起算して15日以内に条例第5条第1項の規定による申請をしたとき。 異動があった日

(2) 対象者が他市町村(特別区を含む。)から転入した日の翌日から起算して15日以内に条例第5条第1項の規定による申請をしたとき。 転入日

(3) 対象者が災害その他やむを得ない理由により条例第5条第1項の規定による申請をすることができなかつた場合において、やむを得ない理由がやんだ日の翌日から起算して15日以内にその申請をしたとき。 やむを得ない理由により当該申請をすることができなくなつた日

(受給者証の返還)

第15条 受給者証の交付を受けている者（以下「受給者」という。）は、その資格を喪失したときは、速やかに受給者証を市長に返還しなければならない。

（受給者証の再交付）

第16条 受給者は、受給者証を破り、汚し、又は失ったときは、ひとり親家庭等医療費受給者証再交付申請書（第5号様式）により市長に受給者証の再交付を申請することができる。

2 受給者証を破り、又は汚したときの前項の申請には、その受給者証を添えなければならない。

3 受給者は、受給者証の再交付を受けた後において、失った受給者証を発見したときは、速やかに発見した受給者証を市長に返還しなければならない。

（条例第7条の支給の方法）

第17条 条例第7条第1項の規定により医療費の支給を受けようとする受給者は、病院、診療所又は薬局等（以下「医療機関等」という。）に受給者証を提示し、ひとり親家庭等医療費の支払った額について、ひとり親家庭等医療費支給申請書（第6号様式）により市長に申請しなければならない。

2 条例第7条第2項の規定による一部負担金の支払いは、医療機関等が提出するひとり親家庭等医療費請求書（第6号様式の2。次項において「請求書」という。）に基づき行うものとする。ただし、第19条の規定により市長が委託する場合は、この限りでない。

3 市長は、第1項に規定する申請があったとき、又は前項の請求書の提出があったときは、必要に応じて受給者又は医療機関等に対し、関係書類の提出を求めることができる。

（支給決定等の通知）

第18条 市長は、前条第1項の申請の内容を審査し、当該申請に係る支給額を決定したときは、ひとり親家庭等医療費支払通知書（受給者用）（第7号様式）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前条第2項の支払いを行ったときは、ひとり親家庭等医療費支払通知書（医療機関等用）（第7号様式の2）により医療機関等に通知するものとする。

（支払の委託）

第19条 市長は、条例第7条第2項の規定による支払に関する事務を社会保

険診療報酬支払基金法（昭和23年法律第129号）による社会保険診療報酬支払基金又は国民健康保険法第45条第5項に規定する国民健康保険団体連合会に委託することができる。

（条例第8条の規則で定める届出）

第20条 条例第8条第1項の規則で定める届出は、ひとり親家庭等医療費受給者変更（消滅）届（第8号様式）に受給者証及び当該届出事実を証明する書類を添えて行わなければならない。ただし、公簿等によって事実を確認できる場合は、当該事実を証明する書類の添付を省略することができる。

2 条例第8条第2項に規定する届出は、ひとり親家庭等医療費現況届（第9号様式）に次に掲げる書類を添えて、毎年11月1日から11月30日までに、行わなければならない。ただし、公簿等によって事実を確認できる場合は、当該事実を証明する書類の添付を省略することができる。

(1) 国民健康保険法、高齢者の医療の確保に関する法律又は社会保険各法による被保険者、組合員、加入者若しくは被扶養者であることを証する書類の写し

(2) ひとり親家庭等認定調書

(3) 世帯全員の住民票の写し

(4) ひとり親等、その配偶者及び扶養義務者の前年の所得（未申告がある場合は、未申告年すべての所得を含む。）の状況を証する書類

(5) 養育費申告書

3 前項の規定にかかわらず、児童扶養手当受給者については、届出を省略することができる。

（受給者証の更新、支給停止の通知）

第21条 市長は、前条の規定により届出を受理した場合（前条第2項ただし書の規定により届出を省略した場合を含む。）において、条例第4条第1項の規定に該当しないと決定したときは受給者証を交付し、また、同規定により対象者としないと決定したときは支給停止通知書により通知するものとする。

（受給資格消滅の通知）

第22条 市長は、受給者が条例第3条の資格要件に該当しなくなったと認めるときは、ひとり親家庭等医療費受給資格消滅通知書（第10号様式）により、当該受給者であったものに通知する。ただし、受給者が死亡した場合は、

この限りでない。

附 則

この規則は、平成5年1月1日から施行する。

附 則（平成4年規則第43号）

この規則は、平成5年1月1日から施行する。ただし、第8条第1号の改正規定は、平成5年4月1日から施行する。

附 則（平成5年規則第33号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の別表第3の規定は、平成5年8月1日から適用する。

附 則（平成6年規則第37号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の戸田市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例施行規則の規定は、平成6年8月1日から適用する。

附 則（平成6年規則第54号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の戸田市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例施行規則の規定は、平成6年10月1日から適用する。

附 則（平成7年規則第44号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の戸田市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例施行規則の規定は、平成7年8月1日から適用する。

附 則（平成8年規則第28号）

この規則は、平成8年9月1日から施行し、改正後の第11条第2項第7号、別表第4及び別表第5の規定は、平成8年8月1日から適用する。

附 則（平成8年規則第31号）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の戸田市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例施行規則第6号様式の規定は、平成8年10月1日以後の診療に係る医療費の申請から適用し、同日前の診療に係る医療費の申請については、なお従前の例による。

附 則（平成9年規則第37号）

（施行期日等）

- 1 この規則は、平成9年9月1日から施行し、改正後の戸田市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例施行規則（以下「新規則」という。）第6条

第4号及び第1号様式の規定は平成9年4月1日から、同規則別表第3、別表第4及び別表第5の規定は平成9年8月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 新規則第6号様式の規定は、平成9年9月1日以後の診療に係る医療費の申請から適用し、同日前の診療に係る医療費の申請については、なお従前の例による。

附 則 (平成10年規則第24号)

(施行期日等)

- 1 この規則は、公布の日から施行し、改正後の戸田市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例施行規則第6条第3号及び第13条第1項第1号の規定は平成10年1月1日から、同規則第7条第1号の規定は平成10年4月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 この規則施行の際、この規則による改正前の戸田市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例施行規則第1号様式、第6号様式及び第9号様式の規定は、当分の間、取り繕って使用することができるものとする。

附 則 (平成10年規則第29号)

この規則は、公布の日から施行し、改正後の戸田市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例施行規則第5条第3号の規定は、平成10年8月1日から適用する。

附 則 (平成11年規則第2号)

この規則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則 (平成11年規則第8号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成11年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則施行の際、第1条の規定による改正前の戸田市重度心身障害者医療費の支給に関する条例施行規則第4号様式の規定、第2条の規定による改正前の戸田市乳幼児医療費の支給に関する条例施行規則第4号様式の規定及び第3条の規定による改正前の戸田市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例施行規則第6号様式の規定による様式で、既に印刷済のものについては、当分の間、使用することができるものとする。この場合において、この

規則により押印欄を廃止されたものについては、押印を省略することができるものとする。

附 則（平成 1 1 年規則第 4 0 号）

この規則は、平成 1 1 年 8 月 1 日から施行する。

附 則（平成 1 2 年規則第 6 1 号）

（施行期日）

1 この規則は、平成 1 3 年 1 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の戸田市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例施行規則の規定は、平成 1 3 年 1 月 1 日以後の診療に係る医療費の申請から適用し、同日前の診療に係る医療費の申請については、なお従前の例による。

3 この規則施行の際、この規則による改正前の戸田市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例施行規則の規定は、当分の間、取り繕って使用することができるものとする。

附 則（平成 1 3 年規則第 1 4 号）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則施行の際、この規則による改正前の第 1 号様式の規定は、当分の間、取り繕って使用することができるものとする。

附 則（平成 1 3 年規則第 5 6 号）

（施行期日）

1 この規則は、平成 1 4 年 1 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の戸田市ひとり親家庭等の医療費に関する条例施行規則の規定は、平成 1 4 年 1 月 1 日以後の診療に係る医療費の申請から適用し、同日前の診療に係る医療費の申請については、なお従前の例による。

3 この規則施行の際、この規則による改正前の戸田市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例施行規則の規定は、当分の間、取り繕って使用することができるものとする。

附 則（平成 1 4 年規則第 4 6 号）

この規則は、平成 1 4 年 7 月 1 日から施行する。

附 則（平成 15 年規則第 28 号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の戸田市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例施行規則の規定は、平成 15 年 3 月 1 日から適用する。

附 則（平成 17 年規則第 14 号）

この規則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 18 年規則第 17 号）

この規則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 18 年規則第 35 号）

（施行期日等）

1 この規則は、公布の日から施行し、改正後の戸田市乳幼児医療費の支給に関する条例施行規則第 4 号様式及び第 5 号様式の規定並びに改正後の戸田市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例施行規則第 6 号様式の規定は、平成 18 年 4 月 1 日以後の入院に係る食事療養費の申請について適用する。

（経過措置）

2 この規則施行の際、この規則による改正前の戸田市乳幼児医療費の支給に関する条例施行規則第 4 号様式及び第 5 号様式の規定並びに改正前の戸田市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例施行規則第 6 号様式の規定は、当分の間、取り繕って使用することができるものとする。

附 則（平成 19 年規則第 14 号）

（施行期日）

1 この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 1 条中戸田市乳幼児医療費の支給に関する条例施行規則第 2 号様式、第 6 号様式及び第 7 号様式の改正規定並びに第 3 条中戸田市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例施行規則第 11 条及び第 1 号様式の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の戸田市乳幼児医療費の支給に関する条例施行規則第 1 号様式から第 4 号様式まで及び第 6 号様式から第 8 号様式までの規定、戸田市重度心身障害者医療費の支給に関する条例施行規則第 4 号様式の規定並びに戸田市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例施行規則第 1 号様式、第 3 号様式及び第 6 号様式の規定は、当分の間、取り繕って使用することができるものとする。

附 則（平成 20 年規則第 19 号）

この規則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 20 年規則第 22 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 22 年規則第 25 号）

この規則は、平成 22 年 9 月 1 日から施行する。ただし、第 19 条第 2 項、第 1 号様式、第 6 号様式、第 8 号様式及び第 9 号様式の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成 22 年規則第 43 号）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行し、改正後の戸田市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例施行規則の規定（第 6 号様式及び第 8 号様式の規定を除く。）は、平成 22 年 8 月 1 日から適用する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の戸田市ひとり親家庭等医療費支給に関する条例施行規則第 6 号様式及び第 8 号様式の規定により印刷された用紙は、当分の間、取り繕って使用することができるものとする。

附 則（平成 24 年規則第 32 号）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行し、改正後の戸田市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）の規定は、平成 24 年 7 月 1 日から適用する。

（経過措置）

- 2 改正後の規則の規定は、平成 23 年以後の所得による制限に適用することとし、平成 22 年以前の年の所得による制限については、なお従前の例による。

附 則（平成 24 年規則第 37 号）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行し、改正後の第 5 条の規定は、平成 24 年 8 月 1 日から適用する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正後の第 3 号様式、第 6 号様式及び第 6 号様式の 2 の規

定は、平成25年1月1日以後の診療に適用し、同日前の診療については、なお従前の例による。

附 則

この規則は、平成26年1月1日から施行する。ただし、第5条第5号の改正規定は、平成26年1月3日から施行する。

附 則

この規則は、平成26年10月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成27年1月1日から施行し、改正後の第10条第1号及び第11条の規定は、平成26年10月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 平成27年6月以前の資格審査に係る改正後の第10条第1号及び第11条第1項の規定の適用については、第10条第1号中「母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令（昭和39年政令第224号）第29条第1項に規定する母子家庭高等職業訓練修了支援給付金及び同令第31条の9第1項に規定する父子家庭高等職業訓練修了支援給付金」とあるのは「次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律（平成26年法律第28号）第2条の規定による改正前の母子及び寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第31条に規定する母子家庭自立支援給付金」と、「母子家庭高等職業訓練修了支援給付金等」とあるのは「母子家庭自立支援給付金」と、第11条第1項中「母子家庭高等職業訓練修了支援給付金等」とあるのは「母子家庭自立支援給付金」とする。
- 3 平成27年7月から平成28年6月までの資格審査に係る改正後の第10条第1号及び第11条第1項の規定の適用については、第10条第1号中「母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令」とあるのは「次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律（平成26年法律第28号）第2条の規定による改正前の母子及び寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第31条に規定する母子家庭自立支援給付金並びに母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令」と、「母子家庭高等職業訓練修了支援給付金等」とあるのは「母子家庭自立支援給付金等」と、第11条第1項中「母子家庭高等職業訓練修了支援給付金等」とあるのは「母子

家庭自立支援給付金等」とする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成28年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、現に印刷されている改正前の戸田市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例施行規則第1号様式、第5号様式、第8号様式及び第9号様式については、当分の間、取り繕って使用することができるものとする。

別表第1 (第2条関係)

- 1 両眼の視力の和が0.08以下のもの
- 2 両耳の聴力レベルが90デシベル以上のもの
- 3 平衡機能に著しい障害を有するもの
- 4 そしゃくの機能を欠くもの
- 5 音声又は言語機能に著しい障害を有するもの
- 6 両上肢のおや指及びひとさし指又は中指を欠くもの
- 7 両上肢のおや指及びひとさし指又は中指の機能に著しい障害を有するもの
- 8 一上肢の機能に著しい障害を有するもの
- 9 一上肢のすべての指を欠くもの
- 10 一上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの
- 11 両下肢のすべての指を欠くもの
- 12 一下肢の機能に著しい障害を有するもの
- 13 一下肢を足関節以上で欠くもの
- 14 体幹の機能に歩くことができない程度の障害を有するもの
- 15 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの
- 16 精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの
- 17 身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であつ

て、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの

(備考) 視力の測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によって測定する。

別表第2 (第4条関係)

- 1 両眼の視力の和が0.04以下のもの
 - 2 両耳の聴力レベルが100デシベル以上のもの
 - 3 両上肢の機能に著しい障害を有するもの
 - 4 両上肢のすべての指を欠くもの
 - 5 両上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの
 - 6 両下肢の機能に著しい障害を有するもの
 - 7 両下肢を足関節以上で欠くもの
 - 8 体幹の機能に座っていることができない程度又は立ち上がることができない程度の障害を有するもの
 - 9 前各号に掲げるもののほか、身体の機能に、労働することを不能ならしめ、かつ、常時の介護を必要とする程度の障害を有するもの
 - 10 精神に、労働することを不能ならしめ、かつ、常時の監視又は介護を必要とする程度の障害を有するもの
 - 11 傷病が治らないで、身体の機能又は精神に労働することを不能ならしめ、かつ、長期にわたる高度の安静と常時の監視又は介護とを必要とする程度の障害を有するものであって、当該障害の原因となった傷病につき初めて医師の診断を受けた日から起算して1年6月を経過しているもの
- (備考) 視力の測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によって測定する。

別表第3 (第9条関係)

次の表の左側に定める区分に応じて、右側に定める額とする。

扶養親族等又は児童の数	金額
0人	1,920,000円
1人以上	1,920,000円に当該扶養親族等又は児童1人につき380,000円を加算した額 (所得税法に規定する老人控除対象配偶者又は老人扶養親族があるときは当該老人控除対象配偶者又は

	老人扶養親族1人につき100,000円を、特定扶養親族等（同法に規定する特定扶養親族又は控除対象扶養親族（19歳未満の者に限る。）をいう。以下同じ。）があるときは当該特定扶養親族等1人につき150,000円を、その額に加算した額）
--	---

別表第4（第9条関係）

次の表の左側に定める区分に応じて、右側に定める額とする。

扶養親族等又は児童の数	金額
0人	2,360,000円
1人	2,740,000円
2人以上	2,740,000円に扶養親族等又は児童のうち1人を除いた扶養親族等又は児童1人につき380,000円を加算した額 （所得税法に規定する老人扶養親族があるときは、その額に当該老人扶養親族1人につき（当該老人扶養親族のほかに扶養親族等がないときは、当該老人扶養親族のうち1人を除いた老人扶養親族1人につき）60,000円を加算した額）

別表第5（第9条関係）

次の表の左側に定める区分に応じて、右側に定める額とする。

扶養親族等の数	金額
0人	2,360,000円
1人	2,740,000円
2人以上	2,740,000円に扶養親族等のうち1人を除いた扶養親族等1人につき380,000円を加算した額 （所得税法に規定する老人扶養親族があるときは、その額に当該老人扶養親族1人につき（当該老人扶養親族のほかに扶養親族等がないときは、当該老人扶養親族のうち1人を除いた老人扶養親族1人につき）60,000円を加算した額）

第1号様式（第13条関係）

受給者証番号 (受給資格者)	
-------------------	--

ひとり親家庭等医療費受給者証交付申請書

(宛先)

戸田市長

年 月 日

申請者

住 所 戸田市

氏 名

個人番号

電話番号

性別（男・女）

次のとおり、ひとり親家庭等医療費受給者証の交付を申請します。
 なお、受給資格の認定に際し、必要な資料を収集・確認することに同意します。

受給者証交付申請の理由		ア.ひとり親家庭等該当 イ.転入 ウ.生活保護廃止 エ.児童増 オ.その他()					
戸田市における児童扶養手当の認定状況		認定済(認定日 年 月 日) 請求中(請求日 年 月 日) ・ 未請求					
生活保護の受給状況		受給していない ・ 受給中 ・ 申請中					
医療保険の加入状況	被保険者	氏名	申請者との続柄		本人・()		
		記号	資格取得年月日				
		番号	年 月 日				
	保 険 者	名称	番号				
	児童が加入する医療保険(申請者と異なる場合)	(児童氏名) (記号番号) (保険者番号)	(被保険者氏名) (保険者名称)				
登録口座	金融機関名	銀行・農協 信用金庫 信用組合		支店名	支店・本店 出張所 営業部		
	口座番号				店番		
	口座種別	普通預金	フリガナ				
ひとり親家庭等となった理由等 (年 月 日から)		ア.離婚 イ.死亡 ウ.障害 エ.生死不明 オ.遺棄 カ.拘禁 キ.未婚の女子の子 ク.その他()					

対象者の状況	本人	氏名	個人番号	生年月日	続柄	同居・別居の別	障害の有無	資格	
							有・無		
	児童						同・別	有・無	
							同・別	有・無	
							同・別	有・無	
							同・別	有・無	
							同・別	有・無	

対象者以外の同居者	氏名	個人番号	生年月日	続柄	性別

所得等の状況	年分	氏名	控除後所得額	所得限度額	扶養親族等数	備考
		申請者(受給資格者)	円	円	人(老人・特 人)	
		配偶者	円	円	人(老人)	
		扶 養 義務者	円	円	人(老人)	

所得確認	所得証明書・課税台帳・児童扶養手当
審査結果	認定・却下・停止(所得限度額超)

課 長	主 幹	副主幹	入力

- ※ 太枠内を記入してください。
- ※ 同居者欄は世帯にかかわらず同住所の人全員を記入してください。
- ※ 同居者が同一世帯でない場合は、個人番号の利用に委任状が必要となる場合があります。

第2号様式(第13条関係)その1

㊦ ひとり親家庭等認定調書

(申請書②の欄「アのうち事実婚の解消」に該当する場合)

事実上の婚姻を解消した場合

婚姻を解消した 児童の父又は母の氏名	
事実婚開始年月日	年 月 日
婚姻関係にあった ときの住所	
事実婚解消年月日	年 月 日
解 消 理 由	
その他の参考事項	

上記のとおり相違ありません。

年 月 日

(宛先)

戸 田 市 長

住 所

氏 名

印

第2号様式(第13条関係)その2

(表)

㊦ ひとり親家庭等認定調書
(申請書②の欄「ウ 障害」に該当する場合)

障害の状態にある、 児童の父又は母の氏名		
障 害 名		
確 認 方 法	確 認 書 類	1 身障手帳 2 療養手帳 3 診断書 4 その他
	手 帳 等 の 番 号	
	等 級	
	発 行 者	
その他の参考事項		

※ 上記の障害確認が診断書による場合

就 労 状 況	1 就労している 2 就労していない (理 由) 3 現在休職中 (休職期間) 年 月 日 ~
日 常 生 活 状 況	1 介 護 状 況 (常時監護が必要・その他) 2 身 辺 処 理 状 況 (手助けが必要・その他)
通 院 等 の 状 況	通 院 月 平 均 回 過去1年間の入院歴 回延べ 日間

上記のとおり相違ありません。

年 月 日

(宛先)

戸 田 市 長

住 所

氏 名

印

(裏)

父又は母障害に該当する場合の父又は母の障害基準

- 1 両眼の視力の和が0.04以下のもの
- 2 両耳の聴カレベルが100デシベル以上のもの
- 3 両上肢の機能に著しい障害を有するもの
- 4 両上肢のすべての指を欠くもの
- 5 両上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの
- 6 両下肢の機能に著しい障害を有するもの
- 7 両下肢を足関節以上で欠くもの
- 8 体幹の機能に座っていることができない程度又は立ち上がることができない程度の障害を有するもの
- 9 身体の機能に、労働することを不能ならしめ、かつ、常時の介護を必要とする程度の障害を有するもの
- 10 精神に、労働することを不能ならしめ、かつ、常時の監督又は介護を必要とする程度の障害を有するもの
- 11 傷病が治らず、身体の機能又は精神に労働することを不能ならしめ、かつ、長期の高度安静と常時の監視又は介護を必要とする程度の障害を有するもので、障害の原因となった傷病で初めて医師の診断を受けた日から1年6ヶ月を経過しているもの

診断書を省略できる場合と添付書類

診断書を省略できる場合	添付書類
国民年金法の障害1級で障害基礎年金を受けている場合	年金裁定通知(写)
身体障害者手帳の交付を受け障害の程度が数値で記載されている場合	身体障害者手帳(写)
・両眼の視力の和が0.04以下のもの	
・両耳の聴カレベルが100デシベル以上のもの	
・両上肢のすべての指を欠くもの ・両下肢を足関節以上で欠くもの	
療育手帳(A)、Aの交付を受けている場合	療育手帳(写)
身体障害者手帳を新規に取得又は申請中の場合	手帳申請時の診断書(写、6ヶ月以内に作成のもの)

第2号様式(第13条関係)その3

㊦ ひとり親家庭等認定調書
(申請書②の欄「エ 生死不明」に該当する場合)

生死が明らかでない、 児童の父又は母の氏名	
生死が明らかでない期間	年 月 日から現在まで
生死が明らかでない状況	
その他の参考事項	

上記のとおり相違ありません。

年 月 日

(宛先)

戸 田 市 長

住 所

氏 名

印

第2号様式(第13条関係)その5

㊦ ひとり親家庭等認定調書
(申請書②の欄「キ 未婚の女子の子」に該当する場合)

父 の 状 況	1 不明 (理 由) 2 判明 氏 名 住 所 妻の有無 1 有 2 無
子どもの安否を気遣う 電話、手紙等の連絡	1 有 (1) 時々有り(月 回ぐらい) (2) 年 月まで有りその後無し 2 無
子どもの安否を気遣う 訪 問	1 有 (1) 時々有り(月 回ぐらい) (2) 年 月まで有りその後無し 2 無
仕 送 り の 状 況	1 有 (1) 定期的に有り(月 万円) (2) 時々有り (1回 万円) (3) 年 月まで有りその後無し 2 無
生 計 維 持 の 方 法	
そ の 他 の 参 考 事 項	

上記のとおり相違ありません。

年 月 日
(宛先)
戸 田 市 長

住 所
氏 名 印

第2号様式の2(第13条関係)

㊦ ひ と り 親 家 庭 等 養 育 費 申 告 書

年	受取人	養育費の額	誰からのものか	備 考
1 月	母(父)・児童	円		
2 月	母(父)・児童	円		
3 月	母(父)・児童	円		
4 月	母(父)・児童	円		
5 月	母(父)・児童	円		
6 月	母(父)・児童	円		
7 月	母(父)・児童	円		
8 月	母(父)・児童	円		
9 月	母(父)・児童	円		
10 月	母(父)・児童	円		
11 月	母(父)・児童	円		
12 月	母(父)・児童	円		
合 計	母 (父)	円		
	児 童	円		

※養育費が無い場合は、必ず「0」円と記入してください。

上記のとおり、相違ありません。

年 月 日

(宛先) 戸 田 市 長

住 所

氏 名

印

養育費申告書の記入要領

1 この申告書の目的・趣旨

- ・ この申告書は、ひとり親家庭等医療費受給者(以下「受給者」という。)または医療費の支給対象となっている児童(以下「児童」という。)が前年に児童の父又は母から養育費を受け取っているのかどうか、さらに受け取っている場合は、その額を確認するためのものです。なお、養育費をもらっていない場合でも、「0」円として申告してください。

2 養育費について

- ・ 受給者または児童が、児童の父又は母から前年(ただし、1月から6月までの間に申請する人の場合は前々年。現況届をする人の場合は対象となる年の前々年)に、受け取った金品その他の経済的利益(以下「養育費」という。)がある場合には、その額を記入して下さい。
- ・ 養育費は、ひとり親家庭等医療費支給制度における所得となりますので、正確に申告して下さい。

3 養育費とは

「養育費に含まれるもの」

- ① 児童の父又は母が支払ったもの。
- ② 受け取った者が受給者または児童(受給者または児童の代理人も含む。以下同じ。)であること。
- ③ 児童の父又は母から受給者または児童に支払われたものが金銭又は有価証券(小切手、手形、株券、商品券等)であること。
- ④ 児童の父又は母から受給者又は児童への支払方法が、手渡し(代理人を介した手渡しを含む。以下同じ)、郵送、受給者又は児童名義の銀行口座への振込であること。
- ⑤ 「養育費」、「仕送り」、「生活費」、「自宅等のローンの肩代わり」、「家賃」、「光熱水費」、「教育費」など児童の養育に関係ある経費として支払われていること。

「養育費に含まれないもの」

- ① 児童の父又は母以外から支払われたもの。
- ② 受給者または児童以外の者が受け取っている場合。
- ③ 支払われたものが、不動産(土地・建物等)、動産(車、家財道具、貴金属等)の場合。
- ④ 支払方法が、受給者または児童以外の者への手渡し、郵送、口座振込の場合。
- ⑤ 「慰謝料」、「財産分与」として支払われる場合。

4 その他の注意

- ・ 養育費の支払者が複数あり、それぞれから養育費を受け取った場合には、「養育費」・「誰からもらったか」欄を複数に分けて記入して下さい。
- ・ 受給者が未婚の母で、父が児童を認知しており、かつ、上記3に当てはまる場合は「養育費」に該当します。
- ・ 自分の子だけでなく、他の子も養育している場合で、自分の子の養育に必要な費用を受け取り、それが上記3に当てはまる場合は「養育費」に該当します。

(表)

戸田市ひとり親家庭等医療費受給者証			
公費負担者番号			
受給者証番号			
対象者	氏名		男・女
	生年月日	年 月 日	
受給者	住所		
	氏名		男・女
有効期間		年 月 日から	年 月 日まで
<p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">戸田市長 氏 名 印</p>			

(注) 裏面注意事項をお読みください。

(裏)

注 意 事 項

- 1 この証は、戸田・蕨市内の医療機関等で受診する際に、必ず保険証と一緒に提示してください。ただし、次の場合は、この制度で助成できませんので、受診の際にその旨を医療機関等に申し出てください。
 - (1) 学校(幼稚園)管理下におけるけが等で日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度の対象となる場合
 - (2) 交通事故等により第三者から賠償として支払われる場合
 - (3) 他の公費負担医療で助成される場合
- 2 戸田・蕨市以外の医療機関等で受診した場合は、申請書に医療機関等の領収書を添えて、市に提出してください。
- 3 次の場合は、必ず市に届け出てください。
 - (1) 転出や死亡等で資格を喪失したとき。
 - (2) 生活保護を受けるようになったとき。
 - (3) 児童福祉施設(保育所、通所利用施設を除く。)に措置により入所して、健康保険の適用を受けていないとき。
 - (4) 小規模住居型児童養育事業を行うもの又は里親に委託されることになったとき。
 - (5) 重度心身障害者医療費の対象者となったとき。
 - (6) 氏名、住所、加入医療保険、振込先の金融機関等に変更があったとき。
- 4 受給資格を喪失したときは、この証を使用しないでください。また、直ちに市に返還してください。
- 5 救急の場合を除き、平日の診療時間内に受診するなど、医療機関等への適正受診にご理解とご協力をお願いします。

第4号様式(第13条関係)

ひとり親家庭等医療費
受給者証交付申請却下決定通知書

第 号
年 月 日

様

戸田市長 氏名 印

年 月 日付で申請のあったひとり親家庭等医療費受給者証交付申請については、
審査の結果、次の理由で対象者と認められませんでしたので通知します。

氏名 様

理由

教 示

1 異議申立てについて

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、戸田市長に対して異議申立てをすることができます。

ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この処分の日(1)の翌日から起算して1年を経過したときは、異議申立てをすることができなくなります。

2 取消訴訟について

この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日(1)の異議申立てをした場合は、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日(1)の翌日から起算して6箇月以内に、戸田市を被告として提起しなければなりません。この場合、当該訴訟において戸田市を代表する者は、戸田市長です。

ただし、この処分があったことを知った日(1)の異議申立てをした場合は、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日(1)の翌日から起算して6箇月以内であっても、この処分の日(1)の異議申立てをした場合は、当該異議申立てに対する決定の日(1)の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

第4号様式の2(第13条関係)

ひとり親家庭等医療費
支給停止通知書

第 号
年 月 日

様

戸田市長 氏名 印

次のとおり、ひとり親家庭等医療費の支給停止を決定しましたので通知します。

1 支給停止の理由

2 支給停止の期間 年 月 日から 年 月 日まで

教 示

1 異議申立てについて

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、戸田市長に対して異議申立てをすることができます。

ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、異議申立てをすることができなくなります。

2 取消訴訟について

この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日(1の異議申立てをした場合は、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日)の翌日から起算して6箇月以内に、戸田市を被告として提起しなければなりません。この場合、当該訴訟において戸田市を代表する者は、戸田市長です。

ただし、この処分があったことを知った日(1の異議申立てをした場合は、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日)の翌日から起算して6箇月以内であっても、この処分の日(1の異議申立てをした場合は、当該異議申立てに対する決定の日)の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

(戸田・蕨市用)

第6号様式(第17条関係)その1

ひとり親家庭等医療費支給申請書

(宛先)

年 月 日

戸田市長

申請者(受給資格者)

住 所

氏 名

電話番号

次のとおり、ひとり親家庭等医療費の支給を申請します。

(受診者欄) ※ 申請者が記入してください。

受給者証番号		加入医療保険名称 (保険者番号)	健保・国保 共済・協会 ()
氏 名			
生 年 月 日	年 月 日		
医療機関名称			
	受診年月	年 月(入院・外来)分	

(医療機関等証明欄) ※ 医療機関等が記入してください。

入院記入欄	入院期間	/ ~ / . / ~ / . / ~ / (日間)										
	食事療養費標準負担額	@	円×	食=	円							
外来記入欄	受診日	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19										
		20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 (日間)										
保険診療一部負担金	円	保険診療総医療費 (10割) (点)	高額療養費限度額適用	有・無								
			他法(公費)負担分	有・無								
			他法負担分点数	点								
			他法本人負担金	円								
受診内容等について上記のとおり証明します。												
年 月 日		医療機関等	医療機関番号	<input type="text"/>								
		所在地	所 在 地									
		名 称	名 称									
		代 表 者	代 表 者	印								
		電 話 番 号	電 話 番 号									

(戸田・蕨市以外用)

第6号様式(第17条関係)その2

ひとり親家庭等医療費支給申請書

(宛先)

年 月 日

戸田市長

申請者(受給資格者)

住 所

氏 名

電話番号

次のとおり、領収書を添付して、ひとり親家庭等医療費の支給を申請します。

(受診者欄) ※ 申請者が記入してください。

受給者証番号		加入医療保険名称 (保険者番号)	健保・国保 共済・協会 ()
氏 名			
生 年 月 日	年 月 日		
医療機関名称			
	受診年月	年 月(入院・外来)分	

(医療機関等証明欄) ※ 領収書を添付できない場合、医療機関等が記入してください。

入院記入欄	入院期間	/ ~ / . / ~ / . / ~ / (日間)											
	食事療養費標準負担額	@	円	×	食	=	円						
外来記入欄	受診日	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19											
		20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 (日間)											
保険診療一部負担金	円	保険診療総医療費 (10割)		高額療養費限度額適用		有・無							
		円		円		有・無							
		(点)		他法(公費)負担分		他法負担分点数		他法本人負担金		点		円	
受診内容等について上記のとおり証明します。													
年 月 日													
医療機関等													
所在地													
名 称													
代 表 者													
電 話 番 号													
印													

ひとり親家庭等医療費請求書

(宛先)

年 月 日

戸田市長

所 在 地

名 称

代 表 者 名

印

電 話 番 号

医療機関コード

〔 診療区分：その他 〕
〔 入外区分：外来 〕

次のとおり、ひとり親家庭等医療費を請求します(年 月請求分)。

	受診者に関する事項			診療等に関する事項				
	受給者証番号	氏 名 (生年月日)	加入医療保険 (保険者番号)	年月	日数	費用額	負担 割合	一部負担金
1		(. .)	国保・社保 ()	.	日	円		円
2		(. .)	国保・社保 ()	.				
3		(. .)	国保・社保 ()	.				
4		(. .)	国保・社保 ()	.				
5		(. .)	国保・社保 ()	.				
6		(. .)	国保・社保 ()	.				
7		(. .)	国保・社保 ()	.				
8		(. .)	国保・社保 ()	.				
9		(. .)	国保・社保 ()	.				
10		(. .)	国保・社保 ()	.				
11		(. .)	国保・社保 ()	.				
12		(. .)	国保・社保 ()	.				
13		(. .)	国保・社保 ()	.				
14		(. .)	国保・社保 ()	.				
15		(. .)	国保・社保 ()	.				
16		(. .)	国保・社保 ()	.				
17		(. .)	国保・社保 ()	.				
18		(. .)	国保・社保 ()	.				
19		(. .)	国保・社保 ()	.				
20		(. .)	国保・社保 ()	.				
						小計		円
						合計		円

- ※ 加入医療保険欄の該当するものに○を付けてください。
(国保組合は社保に分類してください)
- ※ 負担割合が3割以外の場合は負担割合を記入してください。
- ※ 一部負担金の合計は1枚目に記入してください。

(裏)

<p>戸田市役所 子ども家庭課 〒335-8588 戸田市上戸田1丁目18番1号 電話</p>	<p>受給者のみなさんへ</p> <p>■ ひとり親家庭等医療費の支払</p> <p>1 ひとり親家庭等医療費は、毎月末日までに受け付けた支給申請書を審査の上、翌月の25日までに届出されている金融機関口座へ振り込みます。</p> <p>2 支払額は、受け付けた申請書のひとり親家庭等医療費決定額の合計です。</p> <p>■ 次のような場合は、至急届け出てください。</p> <p>1 転出や死亡等で資格を喪失したとき。 2 氏名、住所、加入医療保険、振込先の金融機関等に変更があったとき。</p> <p>■ いつまでも安心して医療が受けられるよう、適正受診にご理解、ご協力をお願いします。</p> <p>1 平日昼間の受診を心掛けよう。 2 「はしご受診」をやめよう。 3 お薬手帳を活用しよう。 4 健康管理を心掛けよう。</p>	
---	---	--

(表)

<p style="text-align: center;">郵便はがき</p> <div style="text-align: center;">  </div> <p style="text-align: right;">戸田市役所 ことも家庭課</p>	<p style="text-align: center;">ひとり親家庭等医療費支払通知書(医療機関等用)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">支 払 額</td> <td style="width: 50%;"></td> </tr> <tr> <td>金 融 機 関 名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>振 込 期 日</td> <td></td> </tr> <tr> <td>備 考</td> <td></td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">上記の金額を振り込みますので通知します。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">戸田市長 氏 名 印</p>	支 払 額		金 融 機 関 名		振 込 期 日		備 考		<p style="text-align: center;">注 意 事 項</p> <p>■ ひとり親家庭等医療費の支払</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 ひとり親家庭等医療費は、毎月20日までに受け付けた請求書を審査の上、翌月の25日までに届出されている金融機関口座へ振り込みます。 2 支払額は、受け付けた請求書のひとり親家庭等医療費決定額の合計です。 <p>■ 次のような場合は、至急届け出てください。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 医療機関等の名称や住所、代表者氏名等が変わったとき。 2 振込先の金融機関口座が変わったとき。
支 払 額										
金 融 機 関 名										
振 込 期 日										
備 考										

(裏)

<p>戸田市役所 こども家庭課 〒335-8588 戸田市上戸田1丁目18番1号 電話</p>		
---	--	--

ひとり親家庭等医療費受給者変更（消滅）届

年 月 日

(宛先)
戸田市長

届出人(受給資格者)

住 所 戸田市

氏 名

個人番号

電話番号

受給者証番号

ひとり親家庭等医療費の受給に係る 申請事項の変更 について、次のとおり届け出ます。
受給資格の消滅

		(新)	(旧)
対 象 者 氏 名			
個 人 番 号			
変 更 事 項	住 所		
	記号・番号	.	.
	被保険者氏名		
	保 険 者 番 号		
	保 険 者 名 称		
変 更 事 由 発 生 日		年	月 日
消 滅 事 由		1 転出（転出先住所： ） 2 生活保護等開始 3 死亡 4 ひとり親家庭等でなくなった 婚姻・事実婚・監護者変更・その他（ ） 5 その他（年齢到達・施設入所 ）	
消 滅 事 由 発 生 日		年	月 日

課 長	主 幹	副主幹		
			入力	交付

第9号様式（第20条関係）

受給者証番号 (受給資格者)	
-------------------	--

ひとり親家庭等医療費現況届

(宛先)

年 月 日

戸田市長

届出人（受給資格者）

住 所 戸田市
 氏 名 _____
 個人番号 _____
 電話番号 _____

性別（男・女） _____

次のとおり、ひとり親家庭等医療費の受給に係る現況を届け出ます。
 なお、受給資格の認定に際し、必要な資料を収集・確認することに同意します。

生活保護の受給状況		受給していない ・ 受給中 ・ 申請中						
医療保険の 加入状況	被保険者	氏名	申請者との続柄		本人・（ ）			
		記号	資格取得年月日					
		番号	年 月 日					
	保 険 者	名称	番号					
	児童が加入する 医療保険 (申請者と異なる場合)	(児童氏名) (記号番号) (保険者番号)	(被保険者氏名) (保険者名称)					
対象者の 状況	本人	氏名	個人番号	生年月日	続柄	同居・ 別居の別	障害の有無	資格
						有・無		
	児童					同・別	有・無	
						同・別	有・無	
						同・別	有・無	
						同・別	有・無	
対象者 以外 の 同居者	氏名	個人番号	生年月日	続柄	性別			

所得等 の 状況	年分	氏名	控除後所得額	所得限度額	扶養親族等数	備考
	申請者(受給資格者)		円	円	人(老人・特 人)	
	配偶者		円	円	人(老人)	
	扶 養 義務者		円	円	人(老人)	

所得確認	所得証明書・課税台帳
審査結果	更新・停止(所得限度額超)・消滅

課 長	主 幹	副主幹	入力

- ※ 太枠内を記入してください。
- ※ 同居者欄は世帯にかかわらず同住所の人全員を記入してください。
- ※ 同居者が同一世帯でない場合は、個人番号の利用に委任状が必要となる場合があります。

第10号様式(第22条関係)

ひとり親家庭等医療費受給資格消滅通知書

第 年 月 日
様

戸田市長 氏 名 印

次のとおり、ひとり親家庭等医療費受給資格が消滅しましたので通知します。

1 資格消滅者氏名

2 資格消滅した年月日 年 月 日

3 資格消滅した理由

教 示

1 異議申立てについて

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、戸田市長に対して異議申立てをすることができます。

ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この処分の日(1の異議申立てをした場合は、当該異議申立てをした日)の翌日から起算して1年を経過したときは、異議申立てをすることができなくなります。

2 取消訴訟について

この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日(1の異議申立てをした場合は、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日)の翌日から起算して6箇月以内に、戸田市を被告として提起しなければなりません。この場合、当該訴訟において戸田市を代表する者は、戸田市長です。

ただし、この処分があったことを知った日(1の異議申立てをした場合は、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日)の翌日から起算して6箇月以内であっても、この処分の日(1の異議申立てをした場合は、当該異議申立てに対する決定の日)の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。